

議案第 39 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴  
う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 3 月 17 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成8年桐生市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(桐生市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 桐生市国民健康保険条例(昭和34年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ)」に改める。

(桐生市介護保険条例の一部改正)

第3条 桐生市介護保険条例(平成12年桐生市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という)を「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。次号において同じ)」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 案 説 明

議案第 39 号 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、条例中の文言整理を行おうとするものです。